

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築											
1-1	気候危機の認識共有の促進	継続	あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。	気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一体となって行動していくための意識改革の取組を推進します。 具体的には、府民・事業者・行政が連携協力して気候変動対策を推進する体制づくりやメールマガジンの配信など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組の検討・推進を図ります。	●ゼロカーボン促進のための市町村研修開催回数 1回 ●メールマガジン「おおさかゼロカーボン通信」配信件数 12件	13	○			◎	
1-2	おおさかスマートエネルギー協議会	継続	おおさかスマートエネルギープラン(2021年3月策定)に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組を推進すること。	府のエネルギー施策や国の施策動向、各団体の取組等について意見交換・情報提供を行う全体会議と、市町村との課題共有・意見交換を行う市町村(家庭)会議および事業者における脱炭素の取組促進について意見交換・情報提供を行う事業者部門会議を開催します。	●おおさかスマートエネルギー協議会開催回数 3回	7 13 14	○		◎	○	
1-3	府庁の率先行動	継続	府自らの事務・事業により発生する温室効果ガスの排出削減を推進すること。	「ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン(2026年3月改定予定)」に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス排出量のさらなる削減に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・創エネのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、エネルギー効率を意識した働き方の推進などに率先して取り組み、府民、事業者の取組をけん引します。	●エネルギー消費量の削減 ●温室効果ガス排出量の削減 【参考】2024年度実績 ・エネルギー消費量の削減 前年度比 1.7%増加 ・温室効果ガス排出量の削減 前年度比 0.4%増加(速報値)	7 12 13	○	◎	◎	◎	○
1-4	万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業	継続	脱炭素や海洋プラスチックごみ削減の長期目標の達成に資する環境先進技術の普及を促進すること。	ペロブスカイト太陽電池や持続可能な航空燃料(SAF)など、環境・エネルギー先進技術について、府民・事業者向けイベント等において、情報発信・普及啓発を行います。	●イベント等での発信 2回	4 6,7 8,9 11,12 13,14 15,17	◎	○	◎	○	
1-5	府有施設における再生可能エネルギー電気の調達	継続	府有施設における再生可能エネルギー電気の調達により、地域のモデルとなるよう率先して温室効果ガスの排出削減を推進すること。	府有施設の温室効果ガス排出量の約60%は電気の利用により排出されているため、庁舎等で使用する電気について、順次、再生可能エネルギー100%電気の調達を行います。	●再エネ100%導入施設数5施設(内訳) ・大手前庁舎(本館、別館) ・環境農林水産部3施設(家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、滝畑ダム) ●CO ₂ 削減効果約2,000t-CO ₂	7 12 13	○	○	◎	○	
1-6	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間へも普及啓発・促進を図ること。	(仮称)「第3期大阪府ESCOアクションプラン(2026年3月策定予定)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図ります。 ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進します。 また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間へもESCO事業の普及促進を図ります。	●府有施設におけるESCO事業の新規公募実施件数 1件 ●2025年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施施設数 31施設 ＜高等学校・支援学校計28校、子ども家庭センター2施設、中河内府民センタービル＞ ●大阪府市町村ESCO会議の開催回数 1回 ●市町村及び事業者向け説明会への参加回数 1回	7 9 11 12 13 17	○	○	○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-7	おおさかカーボンフットプリント普及促進事業	継続	府民が脱炭素に寄与する商品・サービスを選択できる環境を創出するため、多様な事業者等と連携し、製品等へのカーボンフットプリント(CFP)表示の促進を図ること。	おおさかカーボンフットプリントプロジェクトに参画する小売、飲食、一般企業、大学等の多様な事業者や国と連携し、製品・サービスのカーボンフットプリント(CFP)が表示される店舗等の拡大・発信を行う。また、生産者等による大阪版CFPの算定・表示の支援を実施します。	●CFP表示品目 1,000品目 ●CFP表示の場 300か所	7 12 13	○	◎	◎	◎	
1-8	環境配慮消費行動促進に向けたおおさかCO ₂ CO ₂ (コソコソ)ポイント普及事業	継続	府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくこと。	CO ₂ 排出が少ない商品・サービスを購入・選択した消費者に対して、おおさかCO ₂ CO ₂ (コソコソ)ポイントを付与し、脱炭素に資する商品・サービスの選択を促進します。また、事業者のポイント付与の取組が円滑に進むように周知・PRを実施します。	●ポイント付与参加事業者数10者以上	7 11 12 13 14 15	○	◎	○	◎	○
1-9	ZEHの普及促進	継続	住宅における省エネ・再エネ導入の推進のため、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を図ること。	環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などのZEHの多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場でのZEHパンフレットの配布やハウスメーカー等と連携したZEH宿泊体験事業等を実施します。	●ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナーやイベントの実施回数 3回 ●ZEHの宿泊体験・お試し体感合計人数 30組	7 13	○	◎	○	○	
1-10	ツール普及に向けた住宅断熱改修の効果検証モデル事業	新規	府民等の断熱性能の理解向上及び省エネルギー化の検討機会を創出し、住宅の環境配慮に関する取組の促進を図ること。	府が開発した、断熱化による効果やメリットをわかりやすく見える化できる住宅断熱性能可視化ツールのさらなる普及を図るため、ツールにより見える化された断熱化による効果・メリットと、実際の断熱化工事による効果等を比較し、ツールの有用性について検証を行うとともに、ツールに合わせて有用性を発信します。	●実際の施工事例を用いた住宅断熱性能可視化ツールの効果検証 5件	7 9 11 12 13 14 15	○	○	○		
1-11	次世代型太陽電池普及促進事業	新規	カーボンニュートラル達成に向け、柔軟・軽量な特性であり、都市部での再エネ導入拡大に資する技術と期待されるペロブスカイト太陽電池について、府有施設での導入促進を図り、社会実装を促進すること。	府有施設で設置可能性の調査を行い、導入計画を策定すると共に災害対策上重要な施設等でペロブスカイト太陽電池・蓄電池を設置し、災害時の非常用電源等として利用するとともに、情報発信を実施します。	●導入容量 40kW	7 8,9 11,12 13	◎	○	◎	○	
1-12	建築物への再エネ導入促進に向けた調査・検討業務	新規	建築物分野における脱炭素化の一層の促進を図ること。	建築物の省エネルギー化の推進に合わせて、建築物への再生可能エネルギー設備の導入を促進する施策の制度化に向け、制度設計等のために必要となる調査・検討を行います。	●制度化に向けた調査・検討業務委託 1件	7 9 11 12 13 14 15	○	○	○		
1-13	中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業	継続	中小事業者等のZEV導入促進を図ること。	災害等による停電時に電源確保が強く求められる事業者(病院・介護施設・学校等)に対し、ZEVの機能を効果的に活かすモデル事例として導入支援を行うとともに、その事例を広く周知します。	●ZEV導入補助台数 100台	3 7 9 11 12 13	◎	◎	○	○	
1-14	脱炭素経営促進に向けた支援基盤構築事業	一部新規	事業者における脱炭素経営を促進すること。	府内の脱炭素経営支援体制の基盤を構築し、脱炭素経営を支援する関係機関との密接な連携を行うとともに、脱炭素経営相談対応やCO ₂ 排出量の可視化支援等、府内事業者の取組状況に応じた支援メニューの提供や伴走支援を実施します。また、脱炭素経営宣言登録制度の継続的な運用や、宣言事業者等を対象とした脱炭素経営スクール(連続型講座)の実施、2025年度に構築したSLL制度の活用促進により、中小事業者における脱炭素取組のさらなる加速化を図ります。	●脱炭素経営宣言登録事業者数 1,000者 ●伴走支援実施件数 20者 ●可視化支援実施件数 40者	7 9 12 13	○	◎	◎	◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-15	気候変動対策推進条例に基づく事業者の取組の促進	継続	気候変動対策推進条例にて指定されるエネルギー多量使用事業者(特定事業者)等の省エネの徹底や再生可能エネルギーの利用拡大により温室効果ガスの排出削減を促進すること。また、特定事業者のみでなく、サプライチェーン全体での取組等を促し、脱炭素経営の浸透を図ること。	特定事業者(約1,000事業者)に対し、気候変動への適応及び電気の需要の最適化等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行います。また、特定事業者のみでなく、より多くの事業者による対策状況を把握するとともに計画的な取組を促すため、任意届出制度及び府独自の評価制度の運用を実施します。	●実績報告書届出数 1,000件	7 9 11 13 14	○	◎	◎	◎	
1-16	中小事業者の脱炭素化に係る自主的取組支援事業	継続	中小事業者の脱炭素に関する取組への意欲をより一層高め、自主的な取組を加速化させることにより府域の温室効果ガスの削減を図ること。	脱炭素経営宣言及び対策計画書の届出を行った中小事業者が、対策計画に基づき実施する再エネ・省エネ設備の導入等の効果的な取組を支援するため、府が補助を行うとともに、その取組事例を広く発信します。	●補助件数 12件 ●設備導入によるCO ₂ 削減効果 209t-CO ₂	7 13	○	○	◎	○	
1-17	中小事業者高効率空調機導入支援事業	継続	高効率空調機の導入を進め、中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しすること。	中小事業者が既存の空調機を高効率空調機へ更新するための設備費及び工事関連費の一部を補助します。	●補助件数 900件 ●CO ₂ 排出量削減効果 3,700t-CO ₂	7 13	○	○	◎	○	
1-18	建築物の環境配慮制度の推進	継続	建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。	気候変動対策推進条例に基づき、CO ₂ 削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示について義務づけるとともに、これらについて必要な指導や助言を行います。さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組を行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するほか、受賞者等による講演会や過年度の受賞建築物についての現地見学会を開催します。また、「省エネ住宅・建築物の普及啓発の協力に関する協定」を締結した在阪建築関係4団体※と連携し、新たな啓発ツール作成やイベント開催など、住宅・建築物の環境配慮の取組の促進に向けた啓発を行います。※在阪建築関係4団体:(公社)大阪府建築士会、(一社)大阪府建築士事務所協会、(公社)日本建築家協会近畿支部、(一社)日本建築協会	●「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建物の府民向け現地見学会等の開催 開催回数 2回程度 ●省エネ建築物啓発ツール作成 1種 ●省エネ住宅・建築物啓発イベント等の開催 3回程度	6 7 9 11 12 13 14 15	○	○	○	○	
1-19	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	継続	「エネルギー消費の抑制」や「再生可能エネルギーの普及拡大」などに取り組み、エネルギーの地産地消や府外からの広域的な再生可能エネルギーの調達による新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。	大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施します。 【主な事業】 ・省エネ・再エネの相談・アドバイス ・一定の基準を満たす太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表 ・共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大 ・再生可能エネルギー由来の電気の利用促進に係る事業者のマッチング ・中小事業者を対象に省エネ実行までのプロセスの最初から最後までを経営面も含めてまるごとサポート ・事業者登録制度を活用したEMS(エネルギー・マネジメントシステム)の普及啓発 ・省エネ・省CO ₂ に関するセミナーの開催、事業者等で実施するセミナー等への講師派遣の実施 ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及啓発 ・下水熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発	●太陽光発電の共同購入や省エネ診断などによる総マッチング件数 200件 ●セミナー開催・講師派遣 40回	7 13	○	◎	○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-20	カーボンニュートラル広報・発信事業	継続	カーボンニュートラルに資する先端技術(以下CN先端技術)について、万博で培われた機運も活かし、カーボンニュートラルに貢献する技術の披露機会を確保することで、カーボンニュートラル技術分野のビジネス機会や新たなチャレンジを創出し、大阪の次世代グリーンビジネスの展開・拡大を推進すること。	事業者に向けた展示会への出展や、幅広い年齢層や多様な主体に向けたプロモーションを行い、披露機会を確保することで、CN先端技術のビジネスマッチングによるビジネス化や認知度拡大を図ります。	●展示会への出展(2回)、府民向けプロモーションの実施(1回) ●商談件数 200件	7 9 11 13 17	○		○	○	
1-21	カーボンニュートラル技術実装推進事業	継続	カーボンニュートラルに資する先端技術(以下CN先端技術)について、社会実装に向けた企業のニーズ等の把握や技術コーディネート等による大阪でのビジネス化促進の支援を行い、大阪でのCN先端技術の実装を推進すること。	水素・燃料電池や蓄電池、バイオものづくり等のCN先端技術を有する府内外の大手・中堅企業や、大阪での技術実装・ビジネス展開に意欲を有する中小・スタートアップ企業に対し、府職員が専門家と連携して、技術実装や新たなビジネス展開に関するニーズやシーズを把握します。大阪の産業振興や経済成長につながるよう、ニーズ等に応じて、国や地方公共団体、大学等、研究機関や金融機関等の支援機関とも連携し、技術コーディネートや企業等の交流促進の取組を実施します。	●府内外の企業訪問 150社／年	7 9 11 13 17	○		○	○	
1-22	カーボンニュートラル技術ビジネス化推進事業	継続	万博レガシーの継承に向けて、万博を機に大阪発のスタートアップ企業が開発し、社会のカーボンニュートラル化を支えることが期待される技術について、大阪の成長や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献できるよう、大阪企業によるビジネス化を着実に推進すること。	全国初のカーボンニュートラルに特化したビジネス化支援拠点機能「CNビジネススペース」にて、オープンイノベーションの促進によるチームビルディングの支援や、チームやスタートアップ企業等のニーズに応じたビジネス化サポートを実施します。	●コンソーシアムの構築数 5団体	7 9 11 13 17	○		○	○	
1-23	脱炭素型農業の推進	継続	「おおさか農政アクションプラン」では、大阪エコ農産物・有機農産物の生産振興や販路拡大、脱炭素意識の啓発により農分野での脱炭素社会への貢献に取り組むこととしており、農業者、事業者、消費者等が一体となり、農産物の生産から販売、消費に至る各段階で環境への負荷の低減を図ること。	【脱炭素型農業推進事業】 有機農産物等の生産を拡大するため、栽培技術体系の確立等を行います。 【大阪エコ農業総合推進対策事業】 化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進するほか、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行います。	●有機農業栽培マニュアルの作成品目数 1品目	2 3 12 17	○		○	○	○
1-24	気候変動対策推進条例に基づく再生可能エネルギーの供給拡大に関する制度の推進	継続	府内における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、消費者による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。	府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電気に係る排出係数※の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する対策計画書・実績報告書の届出制度を推進します。 ※排出係数:1kWhあたりの電気供給に排出されるCO ₂ の量を示す係数	●計画書・実績報告書の届出件数 【参考】2024年度実績 計画書の届出件数 40件 実績報告書の届出件数 34件	7 9 11 13 14	○	◎	◎	◎	
1-25	太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業	継続	「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工業者の信頼性の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大をめざすこと。	府と協定を締結した支援事業者が、府内全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減と設置までのサポートにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図ります。	●太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録世帯数 2,500世帯	7 13	○	◎	○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-26	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。	「H ₂ Osakaビジョン2022」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組を推進します。 また、万博のインパクトを活用した水素利用の定着と拡大に向けて、関係機関等と連携し、関連プロジェクトの創出や事業化の加速等を図ります。 水素需要拡大に関する研究会等を開催します。	●水素需要拡大に関する研究会等の開催 8回以上/年	7 9 11 13 17	○	○	○	○	
1-27	水素ステーション整備等支援事業	一部新規	FC大型トラックの普及を見据え、大型水素ステーション整備等を通じて、府の国内最大規模の物流量の優位性を確保し、経済を支えること。	マルチ利用を見据えた大型水素ステーション整備支援及び既存水素ステーションの利便性向上に向けた事業者の取組を支援します。	●関係者会議等の開催(4回程度) ●補助件数5件以上/年	7 9 11 13 17	○	○	○	○	
1-28	ペロブスカイト太陽電池開発・実証支援事業	新規	ペロブスカイト太陽電池市場への府内中堅・中小企業の参入を促進すること。	要素技術を有する府内中堅・中小企業の先導的な参入モデル事例の創出に向け、要素技術の開発・実証に係る経費を補助します。	●補助件数5件/年	7 9 11 13 17	○		○	○	
1-29	気候変動対策推進条例に基づく電動車の普及促進	継続	自動車販売事業者(ディーラー)等における電動車普及に係る取組を促進すること。	府内における新車販売台数3,000台以上の自動車販売事業者を対象として、計画書・実績報告書の届出を義務付けることにより、電動車の普及に係る取組等の実施を促します。 また、業界団体と連携し、販売現場やイベント等で電動車の普及を推進できる自動車販売事業者の人材育成を行います。	●自動車販売事業者における電動車販売割合【参考】2023年度実績 約43% ●人材育成研修会の開催 2回	3 7 9 11 13 17	◎	◎	○	○	
1-30	官民協働の率先導入・普及啓発による電動車の普及促進	継続	電動車の普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスの排出を削減すること。	「おおさか電動車普及戦略」の目標達成に向け、「おおさか電動車協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村等と協働し、率先導入や啓発活動等の取組を実施することにより、電動車の普及を促進します。 また、庁内公用車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」に基づき、電動車の率先導入に努めます。	●電動車展示会・試乗会開催回数 5回 ●メールマガジン投稿回数 12回	3 7 9 11 13 17	◎	◎	○	○	
1-31	サステナブルツーリズムにおけるZEV推進事業	一部新規	CO ₂ 排出量の少ないZEV等を活用して地域におけるサステナブルツーリズムの拡充・定着を行う旅行会社等を支援することにより、観光客の移動における脱炭素化の取組を促進すること。	国内外から大阪を訪れる観光客に対し、CO ₂ 排出量が少ない次世代燃料バスやEV/FCのバス・タクシー等を活用したツアー企画を行う旅行会社等に対してZEV等の調達費(通常車両からの差額相当分)への補助を行います。	●ZEVを活用したツアー企画を行う旅行会社等に対するZEV調達費への補助8企画程度	3 7 9 11 12 13 17	◎	◎	○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-32	電気自動車用充電設備の整備促進	継続	誰もが安心して電気自動車(EV)を利用できる環境を整えるため、府有施設への充電設備の設置を推進するとともに、充電設備の設置に関して様々な課題のある集合住宅等への設置促進を支援すること。	充電サービス事業者と連携し、府有施設への充電設備を設置します。 また、「おおさか電動車協働普及サポートネット」構成員等と協働して、国の補助制度や等を紹介するとともに、集合住宅での充電設備の設置に係る課題解決を支援するセミナー等を実施します。	●府有施設への充電設備設置数 7箇所 ●セミナー等の実施回数 1回	3 7 9 11 13 17	◎	◎		○	
1-33	万博で披露された電動モビリティによる脱炭素まちづくり促進事業	新規	万博でも披露され、府内事業者も開発に取り組む走行中ワイヤレス給電の実証やEV・FCトラックの導入を支援し、その成果を広く発信することで府民や事業者のゼロエミッション車の導入に対する機運を醸成し、府域全域での脱炭素まちづくりの取組を拡大することで、府内事業者の成長と府域の脱炭素化を促進すること。	電動モビリティを活用した脱炭素まちづくりに寄与する以下の取組に対して支援等を行います。 ・まちづくり・インフラ整備の機会を活用したEVワイヤレス給電技術の実証に対する補助 ・物流の脱炭素化(EV・FC商用車等の電動モビリティを活用した物資輸送等)への補助	●実証事業数 2事業 ●補助台数 EVトラック245台、FC小型トラック5台	3 7 9 11 12 13 17	◎	◎	○	○	
1-34	おおさか気候変動適応・普及強化事業	継続	府民・事業者の仲介役を担う府内市町村や関係団体等への情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。	おおさか気候変動適応センター(※)に集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、セミナー等を開催します。 子どもや高齢者等に関わる方向けに暑さから身を守る対策等の手法についてセミナーを実施します。 また、適応策7分野について、有識者による最新知見を学べる府民向け見学会やセミナーで紹介するとともに、おおさか気候変動「適応」ハンドブックの改定を行います。 ※府では、2020年4月、気候変動適応法に基づき、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所を「おおさか気候変動適応センター」に指定	●座学研修 開催回数 1回 ●啓発セミナー 開催回数 3回 合計参加者人数400人 ●見学会 開催回数 1回 ●ハンドブック発行 1回 8,000部	13	○			◎	
1-35	暑さ対策の推進	継続	暑さから身を守る「気づく」「備える」「涼む」の3つの習慣を府民に普及し、暑さによる人への影響を軽減すること。	おおさかクールオアシスプロジェクトとして、猛暑の際に外出先で暑さをしのげる涼しい空間(クールオアシス)を民間事業者(薬局・スーパー・コンビニ等)と連携して普及し、協力施設・店舗等を「OSAKAひんやりマップ」に掲載することで府民等の利用促進を図ります。 また、暑さによる危険を把握し、必要な行動を取ることができるよう、環境省が提供する『環境省公式LINEアカウント』や『暑さ指数及び熱中症警戒アラート等メール配信サービス』の登録を促し、暑さ指数、熱中症警戒アラート等を周知します。さらに大阪府暑さ情報X(旧:Twitter)にて、4月～10月は暑さ指数と熱中症警戒アラート等の発表状況を発信します。 加えて、啓発資料や企業協賛による暑さ対策の取組促進に資する啓発物品を活用し、各種環境イベント等で府民に周知します。	●おおさかクールオアシスプロジェクト協力施設・店舗数 2,300軒	12 13 17	○			◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅱ 資源循環型社会の構築											
2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	循環型社会の形成に向け、2025年度中に策定予定の次期「大阪府循環型社会推進計画（以下、循環計画という）」に定める一般廃棄物、産業廃棄物に係る目標を達成すること。（右欄に記載の数値、施策等は、現時点の案の内容を記載）	府が講じる施策の柱を、 (1)サーキュラーエコノミーへの移行 (2)プラスチックごみ対策の推進 (3)カーボンニュートラルの推進（資源循環分野における脱炭素化） (4)適正処理の推進 の4つとし、目標の達成に向け、府民、事業者、市町村と連携して関連施策を進めていきます。	<計画の目標（目標年度：2030年度）> （一般廃棄物） ・排出量 総量 263.1万トン、一人一日当たり 846g ・最終処分量 総量 29.5万トン、一人一日当たり 95g （産業廃棄物） ・排出量 1,340万トン ・最終処分量 35万トン	3 4 6 8 9 11 12 13 14 17	◎	○	○	○	
2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源（廃棄物等）を利用して日本国内の工場で製造したものや国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造し品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定します。 また、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンやカーボンニュートラルといった、社会の動きにも対応したリサイクル製品の認定区分を設けることで、関連する製品の普及を推進していきます。	●認定回数 年1回（3月） 【参考】 2025年度末認定製品数 366製品（予定）	4 8 9 12	○	○	◎	◎	
2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第11期大阪府分別収集促進計画（2026～2030年度）に基づき、市町村の分別収集の実施状況や保管施設の整備状況を把握します。	●府内市町村の分別収集の実施状況公表時期4月 【参考】 2022年度分別収集量：15万9千トン	8 11 12 13	○	○	◎	◎	
2-4	資源循環行動変容促進事業	新規	サーキュラーエコノミーへの移行を推進するため、資源循環に係る府民の行動変容を促進すること。	ごみの廃棄から再資源化までの資源循環の流れを学習できる体験型ワークショップのプログラムを開発し、府内イベント等で実施します。 さらに実施ノウハウ等をマニュアル化し府内市町村等に展開します。	●ワークショップ参加者数：延べ100人以上	12 13 14 17	○	○	◎	○	
2-5	産業廃棄物の多量排出事業者による取組の促進	継続	事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量・処理計画及びその実施状況について知事に報告することとなっています。 事業者から提出された報告の内容をホームページ上に公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進し、必要に応じ適切な助言を行います。	●処理計画及び実施状況の公表 【参考】2024年度公表状況 産業廃棄物処理計画 188件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 192件 特別管理産業廃棄物処理計画 84件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 92件	3 6 8 9 11 12 14		◎			
2-6	食品ロス削減対策の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた取組を促進すること。	流通の各段階の事業者及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、意見交換や取組状況の進捗管理を行います。 「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の推進や、複数の小売事業者と連携し、イベントや販売方法の工夫等を通じた広域的な啓発を実施します。 府のポータルサイトやリーフレットによる情報発信を行います。 これまでに養成した啓発ボランティアを、市町村や事業者が開催する地域イベントに派遣し、啓発事例をさらに創出させるとともに、食品ロス削減講座を開催することで、啓発ボランティアが主体的に取組を展開できるよう支援します。	●食品ロス削減ネットワーク懇話会開催回数 2回 ●おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度 呼びかけ事業者、団体数 60事業者 ●食品ロス削減に関する府民啓発回数 15回	2 4 8 9 12 13 17	○	○	◎	◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
2-7	おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業	継続	プラスチックごみ問題に対する府民や事業者の環境意識の向上を図り、使い捨てプラスチックごみの削減などにつながるあらゆる主体の環境配慮行動を促進すること。	【おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの運営】 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者団体、市町村など幅広い関係者によるプラットフォームとその分科会において、テーマごとに具体的な対策の検討、実証事業の実施、効果検証等を行うとともに、効果的な取組を広く共有・発信します。 【マイボトルの普及拡大・啓発】 府、事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」の会議を開催し、マイボトルの利用啓発、マイボトルスポットの普及、効果的な情報発信について意見交換を行います。 また、各主体が連携した取組を行う等、マイボトル利用をはじめとするプラスチックごみ削減の機運を醸成します。	●おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム 実施回数 全体会合 2回、分科会 4回(2分科会×2回) 合計参加者人数 のべ200人 ●おおさかマイボトルパートナーズ会議 開催回数 2回、合計参加者人数 のべ45人	8 9 11 12 13 14 17	◎	◎	◎	◎	
2-8	PCB廃棄物等適正処理の推進	継続	PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物について、処分期限である2026年度末までの処理の推進を図ること。	PCB廃棄物の処理について、市町村等と連携し広報紙や講習会等を活用して広く周知を行うとともに、保管事業者等に対し、確実かつ早期に処理を行うよう、報告徴収や立入検査等により指導を行います。 府保有(集約保管分)の小型コンデンサー等PCB 廃棄物については、早期に処理を行います。	●PCB保有事業者への講習会等による周知回数 10回 ●府保有(集約保管分)のPCB廃棄物の処理量 0.1トン	3 6 11 12 14		◎		○	
2-9	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	排出事業者や処理業者には、立入検査による指導や講習会等を通じた周知啓発により、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等による、適正処理の徹底を図ります。 また、有害使用済機器(廃棄物を除く、使用済の電気電子機器)については、届出や保管・処分の基準遵守を指導していきます。 不適正処理防止推進強化月間(6月・11月)における警察等と連携した集中パトロールや、ドローンを活用した監視強化、土地所有者への土地の適正管理の啓発等を行い、不適正処理の未然防止・早期発見を図ります。	●排出事業者への説明会開催回数 3回 【参考】2024年度実績 ・不適正処理件数 365件	3 4 6 9 11 12 14		◎			
2-10	廃棄物最終処分場の適正管理等	継続	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図ります。 また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。	●大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等開催回数 40回 ●堺第7-3区の適切な維持管理 ・環境調査 実施回数 12回 検体数1,890検体 ・老朽化対策 護岸電気防食工事 90個 排水路改修工事 184m	3 11 12 14				○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築											
3-1	生物多様性普及啓発の推進	継続	自然の恵みに関する意識の向上や自然環境に配慮した行動の促進を図るため、普及啓発を進めること。	消費者視点での生物多様性と暮らしに関わる情報発信ツール「生物多様性くらしナビ まいのちosaka」の提供や、五感による自然の体感を通じた普及啓発により、生物多様性の「日常化」・「身近化」を進めます。 また、府内の生物多様性関連施設や企業等と連携して府民が参加できる普及啓発ワークショップを開催し、特に次世代を担う若い世代の自然の恵み(生態系サービス)に関する意識醸成を図ります。	●おおさか生物多様性施設連絡会開催回数 1回 ●多奈川ピオトープでの保全活動への参加人数 約200人	6 11 13 14 15 17	○				◎
3-2	多様な主体と連携した森・里・川・海における取組	継続	多様な主体の生物多様性保全に向けた取組を促進すること。	生物多様性保全に積極的に取り組む企業・団体の取組をPRする「おおさか生物多様性応援宣言」登録制度により、企業や団体の生物多様性保全への取組を促進します。	●「おおさか生物多様性応援宣言」制度 宣言企業・団体数 150社・団体	6 11 13 14 15 17	○				◎
3-3	外来生物に対する取組	継続	府内で確認されている特定外来生物等について、府民等の理解を促進し、被害拡大防止のため、効果的な防除を進めること。	府内で確認されている特定外来生物等の生態系等への影響、見つけた場合の対処方法等を取りまとめた「大阪府特定外来生物アラートリスト」を活用し、府民等の理解を促進します。 府内で急速に拡大している特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の捕獲大会を開催し、被害拡大抑制を図るとともに、特定外来生物に関する理解を深め、行動変容につなげます。	●特定外来生物の防除研修会の開催回数 1回 ●クビアカツヤカミキリに関する普及啓発 20回	6 11 13 14 15 17	○				◎
3-4	共生の森づくり活動の推進	継続	堺第7－3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体の協働による森づくり活動を支援すること。	堺第7－3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施します。	●府主催の森づくり活動 実施回数 4回 参加人数 約300人	6 11 13 14 15 17	○				◎

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
3-5	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを活用した普及啓発事業	継続	淀川に生息する天然記念物で国内希少野生動植物種の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、生物多様性保全の重要性についての府民等の理解を促進すること。	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センターでは、センター内の試験池においてイタセンバラの生息域外保全を行っています。また、生息域内保全として、2009年度から国土交通省・淀川河川事務所と共同で淀川への野生復帰の試みを開始し、城北ワンドでは2013年に再導入を行っています。 2026年度も引き続き、地引網や環境DNA分析等を用いたイタセンバラの生息状況の確認や外来種の防除、イシガイ科二枚貝の保全等に関する調査研究を行うとともに、「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動の支援を行います。また、親子等を対象とした観察会等を開催し、生物多様性に関する普及啓発を実施します。	●観察会 実施回数 1回 参加人数 100人	6 14 15 17	○				◎
3-6	日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業)	継続	万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。	NPO団体等との協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドなどの情報発信を行います。 ※2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済	●市民参加による管理面積 竹林・田畑・果樹園 5.2ha 園内花壇 0.6ha	4 15 17	○				○
3-7	希少な野生動植物種の保全に資する仕組みづくり	継続	生物多様性の保全に資する行動を促進し、希少な野生動植物種保全のための仕組みづくりを進めること。	生物多様性の保全に向けた取組を効果的に進めるため、研究機関や市町村等と連携して府内の野生動植物種に係る調査情報等を収集し、府ホームページにおいて公表します。 大阪府版レッドリストが前回作成から10年が経過するため、レッドリストの見直しを行い、希少な野生動植物種の保全に向けた取組を効率的に進めるための資料を作成します。	●府ホームページ更新回数 1回 ●大阪府レッドリスト改訂検討委員会開催 2回	6 11 13 14 15 17	○				◎
3-8	事業者と連携した生物多様性配慮行動の促進	継続	研修会の開催等を通じ、府民生活及び事業活動における、生物多様性への行動変容を促進すること。	「おおさか生物多様性応援宣言」登録事業者に対し、現在、特化した研修があまり行われていないネイチャーポジティブ(生物多様性保全)について、身近な問題として認知してもらうと共に、社員の日常生活のみならず、企業活動においても行動変容を促進するため、事業者等と連携し、希望事業者に対し、研修会の開催等を実施します。	●研修会の開催 2回	4 6 11 13 14 15 17	○				◎

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築											
4-1	大気汚染防止のための事業所規制	継続	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙（NOx、SOx、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物、粉じん、水銀等、ダイオキシン類の排出基準、設備構造基準の適合状況を審査し、必要に応じて改善指導を行います。 また、立入検査を行い施設の稼働状況や排ガス測定結果の確認を行うとともに、点検結果等の報告を求めるほか、規制基準の適合状況を確認するため、排ガス等の測定を実施します。	●排ガス等の基準が適用される事業所、立入・排ガス測定等を実施 ●構造基準が適用される事業所、立入検査を実施 【参考】2024年度実績 立入事業所数 383回 排ガス等の検体数 20検体	3 9 11	○	◎		○	○
4-2	自動車NOx・PM総量削減対策の推進	継続	窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）を削減し、対策地域全体で大気環境基準を達成・維持すること。	大阪府自動車NOx・PM総量削減計画〔第4次〕に基づき、関係機関（関係市町村、道路管理者等）と連携し、エコドライブの推進や電動車等の普及促進、交差点対策（右折レーン設置等の渋滞対策）等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進します。 さらに、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などをもとに、自動車からのNOx・PMの排出量を推計し、自動車環境対策の進捗状況を把握します。 グリーン購入法や大阪府グリーン配送実施要綱に基づき、物品納入業者に対するグリーン配送の指導を行います。	●NO ₂ 、SPMに係る大気環境基準の達成局数 【参考】 ・NO ₂ 、SPMに係る大気環境基準 全局達成（NO ₂ :92局、SPM:85局:2024年度） ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:7,390トン、PM:450トン（2023年度）	3 9 11		◎	○	○	○
4-3	微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と的確な注意喚起の実施	継続	PM2.5の注意喚起を的確に発信することなどにより、府民の安全・安心を確保すること。 また、PM2.5を構成する成分の分析を実施し、科学的な知見を集積すること。	自動測定機により状況を把握しホームページで公表するとともに、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信します。 また、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、季節ごとの成分分析を行い、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化等を把握します。	●環境大気中の微小粒子状物質の調査局数 全25局（内訳） 府管理 一般局:19局（うち成分分析:1局）、自排局:6局	3 9 11	○			◎	
4-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進します。 また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行います。	●VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC届出排出量 0.79万トン（2023年度） ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場への NOx 削減要請件数 478件（2024年度） ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場への VOC 削減要請件数 246件（2024年度）	3 11		◎			◎
4-5	府有施設吹付アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	府有施設において使用されている吹付アスベストについて除去対策工事等を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施します。	●アスベスト除去対策工事等の実施施設数 1施設 ●空気環境測定箇所数 261箇所	3 11 12	○	◎		○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
4-6	アスベスト飛散防止対策等の推進	継続	府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査や石綿濃度測定等を実施するほか、石綿事前調査結果報告システム等の情報を活用して解体現場のパトロールを行います。 6月の「アスベスト飛散防止推進月間」においては、解体現場の府内一斉パトロールや、府民・事業者を対象としたセミナーを行うとともに、12月には、関係団体・国・市町村と「大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議」を開催し、アスベスト飛散防止対策の徹底に関する周知の取組について共有を図ります。 また、災害時のアスベスト飛散防止に係る措置についてHP等を通じて府民等への周知を行います。	●解体現場等における石綿の立入検査を実施 ●飛散性の高い石綿を使用する解体現場等で、石綿濃度測定を実施 ●石綿飛散防止対策セミナーの開催回数 1回 【参考】2024年度実績 ・解体現場等の立入検査回数 579回 ・石綿濃度測定 22回(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。)	3 11 12	○	◎	○		
4-7	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけます。 また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行います。	●自動車騒音モニタリング調査地域数 10町村域 (自動車騒音に係る環境基準の達成率:93.9%(2023年度)) ●航空機騒音調査の地点数 全7地点 (内訳) 大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点 ●市町村研修会の開催回数 4回	3 9 11		◎	◎		
4-8	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善します。	●低騒音舗装(排水性舗装)実施予定路線 (内訳) 大阪中央環状線 等	11		○			
4-9	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	継続	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握します。 そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得、臭気指数規制の導入を支援します。	●悪臭規制・指導に関する助言を実施 ●市町村悪臭規制担当職員研修会の開催回数 1回	3 11		◎	○		
4-10	水質汚濁防止の事業所規制	継続	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行います。 また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行います。	●排水基準が適用される事業場、立入・採水検査を実施 ●施設等の構造基準が適用される事業場、立入検査を実施 【参考】2024年度実績 ・工場・事業所立入件数:358件 ・試料採取、分析件数 122件	3 6 9 11 14	○	◎	○	○	
4-11	生活排水対策の推進	継続	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の汚濁負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約7割を占める生活排水の汚濁負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直しを予定する市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等の啓発活動を実施し、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図ります。	●「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 ●生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 【参考】 ・街頭啓発1回、パネル展示8か所(2024年度)	3 6 11 14	○	○	○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
4-12	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	浄化槽整備事業(「公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)」・「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」)を実施している市町村に対し、府費補助金を引き続き交付し、より一層の浄化槽整備を図ります。 なお、平成20年度以降は、効率的かつ計画的に浄化槽の面的整備が可能で、整備後の適正な維持管理が確実となる「公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)」を推進するため、新たに浄化槽整備事業を実施する市町村については、「公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)」、又は、「公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)」と「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」を組み合わせた場合を府費補助対象としています。	●浄化槽設置整備事業(個人設置型)実施市町村数 11市町村 ●浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)実施市数 5市	6	○	◎			○
4-13	総量削減計画の進行管理	継続	府内から発生し大阪湾に流入する汚濁負荷量(化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量(T-N)、りん含有量(T-P))の総量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第9次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握します。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行います。	●2025年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を取りまとめ【参考】 2024年度における削減目標量 ・COD:41トン／日 ・T-N:43トン／日 ・T-P:2.5トン／日	6 14	○	◎			◎
4-14	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進	継続	大阪湾流域の自治体等の関係機関や事業者、NPO等と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止や湾奥部における生物が生息しやすい場の創出等を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。	「「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組を推進します。 ・民間企業やNPO法人等が大阪湾の環境保全活動を実施するにあたって必要な情報をとりまとめたノウハウ集を用いて、環境保全活動を推進 ・大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発 ・大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進	●大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展回数 5回	6 12 14 17	○	◎			◎
4-15	おおさか海ごみゼロプランの推進	継続	「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざし、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2030年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。(目標年度:2030年度)	ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進します。 【主な事業】 ・河川流域の自治体で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・美化活動のさらなる活性化を図るため、企業や大学等と連携し、幅広い年齢層の参加が期待できるイベント等を企画・実施 ・大阪湾の海ごみの回収の推進(「海岸漂着物等対策事業」参照)	●大阪湾に流入するプラスチックごみ量の削減【参考】 ●2021年度の大阪湾に流入するプラスチックごみの量(年間)1,032m ³ 、58.8トン	3 6 11 14 17	○	◎			◎
4-16	清掃活動(ごみゼロアクション)推進事業	継続	「大阪・関西万博(2025年)」や「全国豊かな海づくり大会(2026年)」の開催を契機として、街・川・海にごみのないきれいな大阪の実現をめざし、府内全域で地域、企業、団体、市町村等と連携して取組内容の発信も行い、オール大阪でのごみ削減や機運醸成を図ること。	清掃活動を活性化させるため、清掃活動の実施・参加を広く呼び掛けるとともに、大阪府が清掃活動を率先・先導し、イベントの実施主体及び参加者のモチベーションアップに寄与する取組を実施します。	●府主催イベントの開催回数 2回	6 11 12 14 17	◎	○			○
4-17	OSAKAごみゼロ水上ツアー推進事業	継続	「大阪・関西万博」や「全国豊かな海づくり大会」の開催を機に、「街・川・海にごみのないきれいな大阪」をめざし、府内の川・海での浮遊ごみ回収等の海洋プラスチック対策を推進すること。	府民等が参加できる新しい浮遊ごみ回収プログラムを継続的に実施できるよう、水上スキーやカヌー・カヤック等のマリンレジャー事業者等がモニターツアーを企画・実施し、地元のステークホルダー(観光協会、ツアー会社、事業者、漁業者、学校等)が連携して取り組める事業スキームを検討し、民間主体での取組の自走化をめざします。	●浮遊ごみ回収イベントの開催数:6件	3 6 11 14 17	○	◎			◎

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
4-18	海岸漂着物等対策事業	継続	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。	漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、港湾管理者が回収する漂流ごみ等の組成調査を実施します。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収に要する費用を補助します。	●港湾管理者が回収する漂流ごみ等の組成調査 8箇所 ●市町村の海岸漂着物等対策への補助 1団体	12 14 17	○		◎		◎
4-19	大阪湾漁場環境整備事業	継続	水産生物の産卵や幼稚仔魚の育成、ブルーカーボンの蓄積の場として重要な藻場を創造・保全し、海域環境の改善を図ること。	「大阪府海域ブルーカーボン生態系ビジョン～藻場の創造・保全による豊かな魚庭(なにわ)の海へ～」(2022年策定)に基づき、泉佐野市以南の大阪府南部海域において、海底に着底基質(ブロック)を設置し、ハード・ソフトが一体となった取組により藻場の創造・保全、魚介類の生育環境の向上を図ります。	●着底基質設置箇所数 1箇所	13 14 17	○				◎
4-20	大阪湾奥部ブルーカーボン生態系創出支援事業	継続	「大阪湾MOBAリンク構想」の実現をめざし、藻場等の湾奥部における創出や、湾南部や西部における保全・再生を、民間企業や地域団体等と連携して推進すること。	咲洲西護岸で新たに創出した藻場について、藻場群落の繁茂状況等を把握します。また、湾奥部(傾斜型護岸)における民間事業者による藻場創出を促進するため、新たな官民連携のスキームを検討するとともに、大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンスのワーキング(藻場創出等、情報発信)等を開催して具体的な検討を進めます。	●湾奥部における藻場群落の繁茂状況等の把握 1件 ●企業・業界等の藻場創出参入支援:企業事例調査 8社 ●大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンスの総会・ワーキングの開催 総会:1回、各ワーキング:3回	13 14 17	◎	○			◎
4-21	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪府の下水道普及率は97%を超えており、水みらいセンター(下水処理場)や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図ります。また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進します。	●下水道普及率 97.3% ●施設整備内容 ・合流式下水道の改善箇所数 2箇所 ・下水処理機能の計画的な維持保全実施箇所数 37箇所(内訳) 水みらいセンター14箇所、ポンプ場23箇所	3 6 12 14					○
4-22	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、化管法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行います。また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量と環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めていきます。	●環境リスクの高い化学物質の排出を削減 【参考】2024年度実績 ・管理化学物質の排出量0.90万トン(2023年度) ・化学物質の排出量等データの公表回数 1回	3 6 9 11 12		◎	○	◎	
4-23	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求めています。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう立入検査等により進捗状況を把握し、指導を行います。また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供していきます。	●環境リスク低減対策指導のための立入検査を実施 【参考】2024年度実績 ・立入事業所数 71箇所 ・取扱情報提供回数 2回	3 6 11 12		○		◎	
4-24	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催します。	●化学物質対策に関するセミナー 開催回数 1回	3 4 6 11 12		○		◎	
4-25	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例等に基づき、土壌・地下水汚染による健康被害の防止を図ること。	法令等に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策について指導を行います。また、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行うとともに、地下水の汚染状況の把握及び適切な対策の促進を図ります。	●土壌汚染対策法等の基準が適用される形質変更工事及び措置等に係る立入検査の実施 【参考】2024年度実績 ・立入事業所数 7箇所	3 6		◎	○		○

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的 かつ 世界的な 視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
4-26	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	地盤沈下を未然に防止すること。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施します。また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行います。	●工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収及び地盤沈下量・地下水位の観測の実施 【参考】2024年度実績 ・地盤沈下量・地下水位の観測箇所数 15箇所	11		◎		○	
4-27	大気汚染常時監視	継続	大気汚染に係る生活環境保全目標の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染自動測定機の整備、常時監視測定局の保守等を行うとともに、国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を継続的に監視して生活環境保全目標の適否を評価、公表します。 汚染物質の濃度が高くなると予測される場合は、光化学スモッグ注意報等の発令、PM2.5の注意喚起を行い、防災情報メール等により周知します。 また、PM2.5の構成成分や有害大気汚染物質濃度について、調査・分析を実施して汚染状況を把握し、アスベストについても大気中濃度を経年的に監視、公表します。 監視結果については、府が2024年1月に公開した大阪府ダッシュボードの環境分野のコンテンツ「大気・公共用水域常時監視測定結果」等で、グラフやマップを用いてわかりやすく情報発信します。	●大気汚染常時監視実施局数 27局(国設局2局を含む) ●PM2.5成分分析実施地点数 1地点 ●有害大気汚染物質モニタリング実施地点数 6地点 ●アスベスト環境モニタリング実施地点数 4地点	3 11	○			◎	○
4-28	公共用水域常時監視	継続	水質について、生活環境保全目標の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	河川及び海域における水質等の常時監視、地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、生活環境保全目標の適否を評価、公表します。 環境省からの受託により、瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行います。 監視結果については、大阪府ダッシュボード「大気・公共用水域常時監視測定結果」等でわかりやすく情報発信します。	●水質の常時監視地点数 河川:水質57地点、底質9地点 海域:水質15地点、底質5地点 地下水質:概況調査20地点、継続監視調査 27地点 ●環境省受託調査 大阪湾海域:水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点	3 6 11 14	○			◎	○
4-29	ダイオキシン類の常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、生活環境保全目標の適否を評価、公表します。	●常時監視実施地点数 大気 6地点 河川水質・底質 21地点 海域水質・底質 5地点 地下水質 7地点 土壌 6地点	3 6 11 14	○			◎	○
4-30	公害審査会	継続	公害に係る紛争について、公害紛争処理法に基づき調停、あっせん及び仲裁を行うことにより、その迅速かつ適正な解決を図ること。	公害紛争処理法に基づく府民等からの申請を受けて、案件ごとに調停委員会等を設けて調停手続等を行います。また、公害審査会全体会議を開催し、係属中の公害調停の進捗状況等について意見交換を行います。	●公害審査会全体会議の開催回数 2回 【参考】2025年度実績(2025年11月末現在) 公害審査会全体会議の開催回数 1回 案件数 係属中 2件、新規申請 0件、終結 4件	3 6 11		◎			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅴ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進											
5-1	環境情報の発信	継続	府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動を促進すること。	大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設し、関連サイト等を紹介しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しています。	●メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 12件	4 12 13 14 17	○			○	
5-2	環境教育等の推進	継続	府民・事業者等のあらゆる主体に対して環境教育を行うことにより、様々な環境問題の理解を促進し、環境配慮意識の向上を図ること。	「環境教育等行動計画」に基づき、学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、環境学習と環境保全活動を推進します。	●府庁の各部局で取り組む環境教育出前講座等事業数 30事業	4 6 7 11 12 13 14 15 17	○	◎		○	
5-3	高校生の環境活動推進事業	継続	高校と事業者との協働取組の機会を創出することにより、環境分野における学習機会や実践的な環境学習の充実を図ること。	高等学校等における環境学習の充実に向け、事業者が提供可能な学習コンテンツ等の情報を集約したデジタルカタログについて、新たな事業者の開拓・掲載や高校生・担当教員からのヒアリング結果に基づく内容の充実、マッチング事例の紹介などを実施します。	●カタログ掲載企業20社	4 7 9 11 12 13 14 15 17			○	○	
5-4	幼児環境教育実践者育成事業	継続	幼児期からの環境配慮行動の習慣化を図ること。	保育者が、ESDの概念を理解し、省エネやリサイクルなど生活に密着した幼児の環境配慮行動につながる保育技術を身につける研修会を実施します。	●参加保育者50名以上	4 7 11 12 13 14 15			○	○	
5-5	府民協働推進事業	継続	地方公共団体、事業者、府民及び民間団体の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進すること。	大阪府環境基本条例に基づき設置している「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、会員相互の意見交換を促進するとともに、府民会議のネットワークを活用し、府民、団体、事業者等各主体の協働により、脱炭素社会、海洋プラスチックごみ問題等の環境の課題に対応した持続可能な社会の実現を図るため、様々な主体の連携・協働による各種事業を実施します。 ・おおさか環境デジタルメディア学生コンテスト ・こども環境交流サミット ・環境交流促進事業	●おおさか環境デジタルメディア学生コンテストの開催 ●こども環境交流サミット開催回数1回 ●環境交流促進事業交流イベント開催回数1回	4 6 7 11 12 13 14 15 17	○	◎		○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGs ゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的 かつ 世界的な 視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
5-6	笑働OSAKAの推進	継続	府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。	公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティの活性化、地域への愛着を創出します。	●アドプト・プログラム参加団体の活動支援の継続 【参考】 大阪府アドプト・プログラムへの参加(2025年度) 団体数 563団体 参加人数 39,716人	11 17	○				○
5-7	農業・農空間に関する活動への府民の参加促進	継続	農業の担い手が減少する中、企業や学生等の幅広い府民参加により、農業・農空間の持つ多様な機能の発揮促進を図ること。	府民が気軽に農空間での活動に参加できるよう、企業や学生、農空間保全団体等の多様な主体が参画する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民と地域のマッチングを支援します。	●公式ポータルサイトやSNSを活用した情報発信 ●都市部での需要を喚起し、農空間への人流を促進 ●府民に農業・農空間に触れ合う機会を提供する取組への支援	4 7 17					○
5-8	人と自然が共生し、Well-beingが実感できる国際都市・大阪の推進	継続	都市魅力の向上につなげる都市緑化を一層推進するため、部局連携による取組を進め、みどり豊かな魅力あふれる大阪の実現を図ること。	市町村との連携や民間寄附の活用を図りながら、民間事業者や地域住民が取り組む緑化空間の整備を推進します。 (主な事業) 【みどりづくり推進事業(活動助成)】 地域の緑化活動団体等が行う活動に対し助成します。 【地域緑化推進事業】 住民等が協働して行う植栽活動に対し、緑化樹を配付します。 【みどりの風の道形成事業】 みどりの風促進区域(※)で企業等が行う緑化に対し、植栽の経費等を補助します。 (※)道路や河川などの公共空間と沿線民有地の一体的な緑化を進めるため、12路線を指定した区域。 【マイツリー事業】 府民・企業からの寄附で、府が管理する道路に、寄付者のメッセージ板を添えた街路樹を植栽します。	●みどりづくり推進事業(活動助成)実施件数 3件 ●地域緑化推進事業 緑化樹配付本数 2,500本 ●みどりの風の道形成事業 実施件数 2件 ●マイツリー事業 植栽樹木本数 50本	11 13 14 17			○	◎	
5-9	アドプトフォレスト制度による企業の森づくり	継続	企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。	府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びます。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈り等の森づくり活動を行います。 府は、協定を結ぶ際の調印式の実施や、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図ります。	●全体の活動地区数 36ヶ所 ●全体の参加団体数 36団体	15 17	○			○	○
5-10	森林環境譲与税を活用した森林整備・木材利用に対する支援等	継続	国の森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑かつ確実に実施できるよう、府が市町村の支援等を行うこと。	【森林整備に関する技術的支援】 ・森林情報の一元化と市町村等の関係者間での情報共有体制を構築するため、2023年度より運用を開始した「大阪府森林クラウドシステム」について、その運用保守と市町村担当者向けの操作研修会を開催します。 ・府内の地形条件等に応じた、少人化、省力化を取り入れた作業システムの検討及び実証により、「新しい林業経営モデル」の構築・普及を図り、市町村の森林整備事業を支援するとともに、スギ人工林の伐採、植替えによるスギ花粉発生源対策を推進します。 【木材利用実施のための情報提供、助言・指導】 不特定多数の人が利用する民間施設等について府内産木材による内外装の木質化等を支援し、木材を見て触れ感じる場の創出と利用促進による府内産木材の需要拡大を図ります。	●森林クラウドシステムの構築 29市町村 ●実証箇所 4箇所(1箇所1ha程度) ●民間施設の木質化 1施設	12 13 15	○	◎		○	◎

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
5-11	都市緑化を活用した猛暑対策事業	継続	災害並みの猛暑から府民等の安全安心を守るため、不特定多数の人が集まる駅前周辺、観光スポット等でみどりの公益的機能を活かし、暑熱環境の改善を図ること。	民間事業者や府内の市町村が行う植樹等による緑化及び微細ミスト発生器などの暑熱環境改善設備の設置に対して助成します。	●民間事業者や府内の市町村に対する補助件数 3箇所程度	11 13 15	○	○		◎	◎
5-12	建築物におけるヒートアイランド対策の促進	継続	優れたヒートアイランド対策の取組をした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進すること。	府内の大規模な建築物(延べ面積2,000㎡以上)の新築等にあたり特に優れたヒートアイランド対策の取組をした建築主及び設計者を対象として、「おおさか気候変動対策賞」の特別賞(愛称:“涼”デザイン建築賞)を選定します。 また、ヒートアイランド対策に加えてZEH,ZEBを実現した建築物については、愛称を「“涼”デザイン建築賞-ZEH-M Style-」、「“涼”デザイン建築賞-ZEB Style-」と変えて表彰します。	●おおさか気候変動対策賞特別賞表彰式の開催 1回	7 9 11 13 14	○	○		○	○
5-13	府道緑化事業	継続	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹の適切な維持管理を行い、安全安心で魅力的な道路環境整備を推進すること。	倒木しにくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心で魅力的な街路樹空間を形成します。また、定期的な点検により、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図ります。	●街路樹の更新・補植本数 高木:373本 低木:4,000本	11 13 15		○			○
5-14	美しい景観づくり推進事業	継続	「大阪府景観計画」等に基づき、良好な景観形成を図ること。	「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施します。 また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組みます。	●大阪美しい景観づくり推進会議開催回数 1回 ●「大阪都市景観建築賞(大阪まちなみ賞)」の実施	11					◎
5-15	ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト	継続	府民・事業者・来訪者の景観に対する関心を高め、府内全体の良好な景観形成を推進すること。	府内外、国内外の方が景観資源を認知し、訪れ、発信することにつながり、地域への愛着やシビックプライドの醸成を図るためにビュースポットおおさか魅力発信事業を実施し、ビュースポットおおさかのコンテンツ化に取り組みます。 ※ビュースポットおおさか:世界に誇れる大阪の魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な大阪の景観を美しく眺めることのできる場所(2023年度までに選定済)	●選定された「ビュースポットおおさか」の情報発信(参考) ビュースポットおおさか選定箇所数 100箇所(計4回選定)	11					◎

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	取組指標	関連するSDGsゴール	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的 かつ 世界的な 視野	②社会・経済の課題解決に資する環境施策の視点			
								外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
5-16	指定文化財等の保全・活用と次世代への継承	継続	府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。	府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じます。 また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行います。	●文化財指定、登録の推進 登録件数 ●文化財保存修理等の補助 補助件数 (参考)2024年度実績 ・文化財指定、登録の推進 新指定3件、新登録5件 ・文化財保存修理等の補助件数 14件	11	○				◎
5-17	環境影響評価制度	継続	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業における環境保全についての適正な配慮を確保すること。	環境影響評価審査会における調査審議が円滑に行われるよう、審査会を適切に運営します。また、環境影響評価図書の適切な作成について事業者を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による影響の状況を確認し、必要に応じて環境保全についての措置を講じるよう事業者に求めます。	●環境影響評価審査会の開催回数 案件ごとに2回 【参考】2025年度実績(2025年11月末現在) 環境影響評価審査会の開催回数 2回 事後調査報告書の提出を受けた事業数 2件	3 6 8 9 11 12 14 15	○	◎	○	○	○
5-18	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	継続	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組や府県を越えた鳥獣保護管理の取組等の広域的な環境保全の対策を推進すること。	地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西の実現をめざすため、「脱炭素社会づくりの推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「持続可能な社会を担う子育ての推進」の取組を実施します。	●各事業担当者会議の参加分野 7分野	2 4 7 8 9 11 12 13 14 15 17	○	○	◎	◎	○
5-19	関西広域連合におけるプラスチック対策の推進(プラスチック対策検討会)	継続	「プラスチックごみ対策の先進地域・関西」の確立をめざし、関西広域での取組を進め、地域創生につなげること。	プラスチック代替品の普及に向けた取組事例や課題への対応策などを盛り込んだ情報集や、プラスチックごみ散乱状況推計モデル及び活用マニュアルの更新を行うとともに、それらの利用拡大を図るために自治体や事業者向けの研修会等を開催します。 また、構成府県市や事業者団体等の活動の促進に資する情報共有を行うため、プラットフォームを運営します。	●研修会の開催回数 2回、合計参加者人数 のべ50人 ●プラスチック対策プラットフォームの開催回数 2回、合計参加者人数 のべ50人	4 8 9 11 12 14 17	◎	○	◎	○	○